

EU 炭素国境調整メカニズム (CBAM) の簡素化規則の解説

2026 年 2 月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

調査部

ブリュッセル事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

〈目次〉

はじめに

I. CBAM 規則簡素化に向けた取組み	1
1. CBAM 規則簡素化の背景.....	1
(1) 欧州競争力に関するドラギ報告書.....	1
(2) オムニバス法案.....	1
II. CBAM 規則を改正する簡素化規則	2
(1) 適用基準となる閾値の変更.....	2
(2) 輸入事業者および間接的通関代理人の許可取得義務.....	2
(3) 第三国における炭素価格の控除.....	3
(4) CBAM 証書および CBAM 申告書に関連した各種要件の変更・延期.....	3
(5) CBAM 申告書におけるデフォルト値の使用.....	4
III. 日本企業への影響と今後の見通し	4
1. 日本企業への影響.....	4
2. 今後の見通し.....	5
(1) 対象製品の拡大.....	5
(2) 追加のガイダンスおよび法令.....	5
3. 結論.....	6

はじめに

本レポートは、「EU 炭素国境調整メカニズム (CBAM) の解説 (基礎編) (2024 年 2 月)」の追加資料として、オムニバス簡素化パッケージ法案の一環として発表され、2025 年 10 月に採択された CBAM 規則を改正する簡素化規則 (以下、CBAM 簡素化規則) について解説する。同法が採択されるに至った背景であるドラギ報告書に触れたうえで、簡素化規則が与える CBAM 規則の変更点を中心に、中小企業を含む日本企業に与える影響や今後想定される動きに関して、解説をまとめた。

なお、本レポートは、2025 年 12 月 31 日時点の情報に基づき作成したものだが、その後の法改正や、各種ウェブサイトの URL・リンク先の変更などによって、内容が変わる場合がある。最新情報は本文脚注で示した欧州委員会税制・関税同盟総局の CBAM 特設サイトを参照のこと。また、掲載した情報・コメントは執筆者およびジェトロの判断によるものだが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではない。

I. CBAM 規則簡素化に向けた取組み

1. CBAM 規則簡素化の背景

(1) 欧州競争力に関するドラギ報告書

2024 年 9 月に欧州中央銀行の前総裁であったマリオ・ドラギ氏が、EU の持続的成長に焦点を当てた「ドラギ報告書」¹を欧州委員会へ提出した。同報告書は、欧州の競争力に対して明確に警鐘を鳴らす内容となっており、欧州は現在重要な岐路に立っていると位置付けている。特にデジタルインフラ、グリーン技術、単一市場の完成に向けた広域な改革と大規模投資の緊急性が強調されるほか、産業政策、イノベーション、欧州経済全体のレジリエンス強化に関する協調的な行動が欧州の長期的な成長と安全保障のために不可欠としている。

その中で、CBAM 規則²は欧州が掲げる脱炭素戦略における重要な柱の 1 つであるものの、CBAM 規則に内在する複雑性を踏まえ、ドラギはその実施に伴ういくつかのリスクを指摘した。これには、加盟国間で一貫性のある統一的な運用を確保する難しさ、域外の主体による迂回の容易性、下流工程でのカーボンリーケージのリスクの他欧州の輸出企業に対し十分に公平な競争条件を確保できない可能性³などが含まれている。これらリスクに対応するため、ドラギは報告プロセスの簡素化が不可欠⁴と主張し、6 つの具体策を提示⁵した。

- EU 共通の効果的な体化排出量の算出方法の策定と他の先進国などとの協力強化
- 正確かつ効率的な報告を可能にする IT ソリューションの提供
- 行政負担を軽減し遵守を向上させるため、監視・報告・検証プロセスの簡素化
- 炭素含有量の算定において、輸出者別の国別平均値を活用する実務的アプローチの採用
- カーボンフットプリント算定に残存する迂回行為を解消することによる、制度の整合性確保
- 欧州の輸出企業が不利な立場に置かれぬよう、CBAM 規則における輸出品の取扱い見直し

(2) オムニバス法案

「ドラギ報告書」の指摘を踏まえ、また EU が進める規制簡素化と歩調を合わせる形で、欧州委員会は「オムニバス簡素化パッケージ (Omnibus Simplification Packages)」(以下、

¹ [The Draghi report on EU competitiveness](#)

² Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism (以下、脚柱では CBAM 簡素化規則による改正後の CBAM 規則については、「改正 CBAM 規則」と表記。改正 CBAM 規則は、「Current consolidated version 20/10/2025」を参照。)

³ The Future of European competitiveness – Part B, pgs 103-104, Draghi ([ec1409c1-d4b4-4882-8bdd-3519f86bbb92_en](#))

⁴ The Future of European competitiveness – Part B, pgs 110, Draghi ([ec1409c1-d4b4-4882-8bdd-3519f86bbb92_en](#))

⁵ The Future of European competitiveness – Part B, pgs 111, Draghi ([ec1409c1-d4b4-4882-8bdd-3519f86bbb92_en](#))

オムニバス法案)を公表した。オムニバス法案は EU の規制を合理化し、域内の競争力を高め、EU への投資をより一層促進することを目指すもので、第 1 弾は 2025 年 2 月 26 日に公表された。一連の簡素化パッケージは、多岐にわたる EU 法令を対象としており、特に近年 EU が公表してきた環境・社会・ガバナンス (ESG) 関連の法令・規制に重点が置かれている。注目すべきは、オムニバス法案が企業持続可能性デューデリジェンス指令 (以下、CSDDD)、企業持続可能性報告指令 (以下、CSRD)、そして CBAM 規則に対する限定的な改正を含んでいる点である。

オムニバス法案第 1 弾には、主に CSDDD と CSRD の適用開始を遅らせるとともに、両指令と CBAM 規則の簡素化を目的とした法案が含まれている。CBAM 簡素化規則については、2025 年 10 月 8 日付の欧州議会および理事会規則 (EU) 2025/2083⁶により、正式に採択された。2026 年 1 月 1 日からの CBAM 規則の本格適用開始に合わせ、CBAM 簡素化規則は適用される。

II. CBAM 規則を改正する簡素化規則

CBAM 簡素化規則による変更点には以下が含まれる。

(1) 適用基準となる閾値の変更

CBAM 規則対象品目の輸入量が年間 50 トン以下の輸入事業者について、CBAM 規則の対象外とする免除措置が導入された⁷。欧州委員会の推計によれば、この措置により約 18 万 2,000 社の輸入事業者⁸ (当初規則の報告対象事業者の約 9 割) が CBAM 規則から免除される一方で、輸入に内包される体化排出量の約 99%は引き続き捕捉される見込みである。

この免除措置は、小規模輸入事業者に対する事務負担を軽減し、EU 全体で CBAM 規則の運用を効率化することを目的としている。

(2) 輸入事業者および間接的通関代理人の許可取得義務

年間 50 トンの閾値を超えて CBAM 規則対象品目を輸入する場合、加盟国に所在する輸入事業者は CBAM 申告者 (以下、許可申告者) としての認可を申請し、取得することが義務付けられる⁹。EU 域内または域外に所在する輸入事業者が 間接的通関代理人を任命している場合は、輸入事業者が 50 トンの閾値に達しない場合であっても、認可を取得する責任は間接的通関代理人にある¹⁰。

間接的通関代理人が 許可申告者として通関を行う場合、その代理人は輸入事業者に適用される義務および遵守要件を負う¹¹。これにより、直接の輸入事業者とその代理人の双方が CBAM 規則に関連する義務の履行について確実に責任を負う仕組みが整備された。

(3) 第三国における炭素価格の控除

⁶ [Regulation - EU - 2025/2083 - EN - EUR-Lex](#)

⁷ 改正 CBAM 規則第 2a 条 1 および付属書 VII ポイント 1

⁸ [Officially published: Simplifications for the Carbon Border Adjustment Mechanism \(CBAM\) - Taxation and Customs Union](#)

⁹ 改正 CBAM 規則第 5 条 1

¹⁰ 改正 CBAM 規則第 5 条 1a

¹¹ 改正 CBAM 規則第 5 条 2a

認定された第三国が輸入製品に対して炭素価格を課している場合、許可申告者は、申告する体化排出量のうち第三国ですでに支払われた炭素価格分を控除することができる¹²。この結果として、体化排出量に対応し納付する CBAM 証書の総数を減らすことができる場合がある。

これは第三国による排出削減の取組みを正当に評価することを目的としており、公平性の確保と気候変動対策における国際的な協力促進に繋がるものである。

また、簡素化規則による改正により、第三国で支払われた炭素価格について、実際の排出量およびデフォルト値の双方の利用を認めることとしている¹³。ただし、実際の排出量を申告する許可申告者のみ双方の選択肢を利用して炭素価格を算出できる。デフォルト排出量を申告する許可申告者が利用できるのは、デフォルト炭素価格のみとなる¹⁴。欧州委員会は 2025 年 12 月、デフォルト値の詳細を定める実施規則を EU 官報に掲載した¹⁵。

(4) CBAM 証書および CBAM 申告書に関連した各種要件の変更・延期

CBAM 証書の販売開始日は当初の 2026 年 1 月 1 日から 2027 年 2 月 1 日へと延期された¹⁶。簡素化規則による改正後の CBAM 規則においても、許可申告者は依然として、輸入した対象製品の体化排出量に応じて適切な数の CBAM 証書を加盟国の中央プラットフォームにて購入する義務を負うが、改正により事業者は準備に猶予が与えられた格好となる。

また、許可申告者による CBAM 申告書の提出期限は、前暦年分を対象とし毎年 5 月 31 日としていたが、改正により 9 月 30 日まで延長された¹⁷。加えて、許可申告者は第三者に CBAM 申告書の提出を委任することも認められた。ただし、申告を委任した場合でも許可申告者は CBAM 規則に関する義務について責任を負う¹⁸。

これら変更に伴い、欧州委員会による余剰 CBAM 証書の買戻し日も毎年 10 月 31 日に変更された¹⁹。

さらに、四半期ごとの CBAM 証書購入義務にも修正が加えられた。当初、許可申告者は 2026 年から毎四半期末までに、CBAM 登録簿に登録した CBAM 証書の数が、暦年で年初から輸入した全対象製品の体化排出量の 80%以上とする必要があった。しかし、今回の改正により以下の通り変更された²⁰。

- 四半期ごとの CBAM 証書購入義務の適用開始時期を 2027 年へ延期
- 必要 CBAM 証書数を体化排出量の 50%以上へ引き下げ
- 許可申告者は以下のいずれかに基づき CBAM 証書数を算定可能とする
 - マークアップなしのデフォルト排出量値

¹² 改正 CBAM 規則第 9 条 1

¹³ 改正 CBAM 規則第 9 条 1 および 4

¹⁴ 改正 CBAM 規則第 9 条 4

¹⁵ [Commission Implementing Regulation \(EU\) 2025/2621 of 16 December 2025 laying down rules for the application of Regulation \(EU\) 2023/956 of the European Parliament and the Council as regards the establishment of default values](#)

¹⁶ 改正 CBAM 規則第 20 条 1

¹⁷ 改正 CBAM 規則第 6 条 1

¹⁸ 改正 CBAM 規則第 5 条 7a

¹⁹ 改正 CBAM 規則第 23 条 1

²⁰ 改正 CBAM 規則第 22 条 2

- ・ 前年度に提出した CBAM 証書数（ただし、輸入申告が同一の CN コード・原産国の CBAM 対象品目である場合に限る）

これらの調整は、許可申告者が新たな要件に適應するための追加時間を確保し、CBAM 規則の本格実施へ円滑に移行できるようにし、申告準備に十分な猶予を与えることを目的としている。

(5) CBAM 申告書におけるデフォルト値の使用

簡素化規則の重要な要素の一つは、CBAM の枠組みにおける排出量算定の手法を合理化し、簡素化する取り組みであった。新たに合意された枠組みでは、「許可申告者が輸入品に関連する実際の排出量を適切に算定できない場合に」との条件付けを削除し、デフォルト値の使用を認めている²¹。その値は、対象となる CBAM 品目を生産する輸出国の平均排出原単位を基に算定されることとなる²²。

また、一部のアルミニウムおよび鉄鋼製品については、その製造プロセスの対象範囲を EU 排出量取引制度（EU ETS）における対象範囲と整合化される。これにより、EU ETS に含まれない、独立した設備で実施される仕上げ工程（切断、コーティング、表面処理）は、CBAM の対象範囲から除外され、そこで発生する体化排出量は算出対象外となる²³。

III. 日本企業への影響と今後の見通し

1. 日本企業への影響

CBAM 規則の簡素化は、EU 域外に所在するサプライヤーにとって、意図せず複雑性が増し、追加の負担が生じる可能性があることに留意する必要がある。以下では、CBAM 規則の簡素化措置がサプライヤーに与え得る潜在的な影響を整理する。

- ・ すでに特定の算定手法の導入準備を進めていた事業者や、算定プロセスを確立していた事業者にとっては、既存のアプローチの調整を求められる可能性がある。場合によっては、新たな要件に準拠するために、全く新しい算定方法の構築が必要になることも考えられる。
- ・ データが不十分な場合にデフォルト値を利用できるようになったことは、一定の負担軽減につながるものの、サプライヤー間に新たな不均衡を生じさせる可能性がある。実際の排出量を用いて申告する場合、デフォルト値を使用する場合よりも低い排出量が報告される傾向があり、十分かつ正確なデータを提供できる事業者は競争上有利な立場を得られる一方で、データの提供が不十分な企業は市場での魅力が低下する可能性がある。
- ・ 炭素価格制度を導入している国に所在するサプライヤーは、認可申告者の観点から競争上の優位性を得られる可能性がある。これは、第三国で既に炭素価格を支払っている場合、申告者が提出しなければならない CBAM 証書の数を減らすことが認められたことに起因する。現在、英国、カナダ、米国、オーストラリア、トルコ、ブラジル、

²¹ 改正 CBAM 規則第 7 条 2

²² 改正 CBAM 規則付属書 IV ポイント 4.1

²³ 改正 CBAM 規則前文 16

インドネシア、日本を含むいくつかの国が、CBAM に類似した制度の導入や独自の炭素価格制度の整備を進めている段階にある。現時点では、EU が最終的にどの国の炭素価格制度を CBAM の枠組みにおいて正式に認めるのかは明らかになっていない。このため、最終的にどの国のサプライヤーが EU の認可申告者にとって有利な立場となるのかは、今後の EU による第三国の炭素価格制度の承認に関する判断に左右されることになる。

2. 今後の見通し

(1) 対象製品の拡大

今後も CBAM 規則の適用対象となる製品範囲が拡大していくことが予想される。現時点では、セメント、電力、肥料、アルミニウム、鉄、そして水素の 6 つのセクターの製品が対象となっているが、同規則には、対象範囲を継続的に評価し、さらなる下流やその他の関連セクター製品を追加するための規定が含まれていることに留意すべきである。ここでいう下流とは、バリューチェーンのより後工程に位置し、現在対象となっている製品から派生または関連している製品を指す。特に欧州委員会は、カーボンリーケージを防ぐための新たな措置を提案しており、「鉄鋼・金属に関する行動計画」²⁴では、鉄鋼およびアルミニウムを多く使用する特定の製品を対象範囲に追加することが目標として示されている。この対象拡大案²⁵は、カーボンリーケージがサプライチェーンのより下流に移動するだけで、実質的には防止されないという懸念への対応策である。

また、欧州委員会は CBAM 規則の対象範囲に他のセクターを加える可能性についても検討している。これらのセクターは、EU ETS の対象でありながら現時点で CBAM 規則の対象となっていない分野、例えばセラミックスや化学製品などが有力な候補となる。

(2) 追加のガイダンスおよび法令

欧州委員会は 2025 年 12 月 7 日に、排出量算出方法の詳細、体化排出量の検証の基本原則、検証を行う認定検証人の要件、CBAM 証書の価格などに関する二次法令を発表した。欧州委員会税制・関税同盟総局の CBAM 特設サイトに EU 官報掲載前のドラフトが掲載され、2026 年 1 月 1 日からの本格適用を前に施行した。

表 CBAM 規則にかかる実施規則・委任規則（2025 年 12 月 31 日時点）

実施規則・委任規則
排出量の算出方法に関する実施規則
EU ETS 排出枠の無償割当に応じた CBAM 証書の購入量の調整方法に関する実施規則
税関当局との情報共有範囲に関する実施規則
CBAM デフォルト値に関する実施規則
CBAM 証書価格の算出・公開方法に関する実施規則
CBAM 検証の原則に関する実施規則

²⁴ [Questions and answers on the Action Plan on Steel and Metals](#)

²⁵ 2025 年 12 月パッケージにて提案 ([CBAM 規則の対象を川下製品に拡大し、迂回を防ぐ改正案](#))

[CBAM 認定申告者の資格条件・手続きに関する実施規則](#)

[CBAM 登録簿に関する実施規則](#)

[検証人の認定条件、認定検証人の審査・監督・認定取消、認定機関の相互承認・相互評価などに関する委任規則](#)

(出所) EU 官報

3. 結論

EU による CBAM 規則の簡素化は、気候政策を国際貿易の実務的ニーズに整合させるうえで重要な一歩となっている。報告および炭素税の支払対象を大幅に絞った免除措置の導入、遵守義務の明確化、報告プロセスの簡素化を通じて、EU は多くの企業、特に中小規模の輸入者やそのサプライヤーにとって規制負担を軽減するための実質的な行動を取ったといえる。

日本企業にとって、これらの変更は負担軽減となる一方で、新たな検討事項も生み出すものである。大多数の企業は CBAM 義務の対象外となったものの、対象範囲に残る企業や、取引先が対象となる企業は、更新された算定方法や変化する競争環境に対応しなければならない。第三国の炭素価格の認定やデフォルト値の使用は、輸出者およびサプライヤーにとって新たな戦略的要素をもたらす。

この CBAM 規則の枠組みは今後も進化を続け、適用対象製品のさらなる拡大も見込まれる。そのため、規制動向への継続的な注視と、排出量データの透明性向上への投資は、市場アクセスと競争力を維持するために不可欠となる。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250048>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 欧州課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5569
E-mail：ORD@jetro.go.jp